

## 中・高校生へ企業の魅力を伝える PR 動画制作・広報業務委託に係る 企画提案募集要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

なお、本事業は令和5年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を中止し、または一部変更して実施することがある。

### 1 目的

進路選択期の中学・高校生が、理工系へ進み、本県の技術系企業でエンジニアとして働くことへの夢や憧れを抱くような、若者の興味関心を引き付けるイメージ動画を制作し、YouTube や SNS での配信、授業で活用する。

### 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：中学・高校生へ企業の魅力を伝える PR 動画制作・広報業務
- (2) 委託内容：別紙「中学・高校生へ企業の魅力を伝える PR 動画制作・広報業務委託仕様書」を参照
- (3) 予算額：28,635 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 委託期間

委託を締結した日から令和6年3月31日まで

### 4 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- ② 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- ③ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ⑤ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。

- ⑦ 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
- ⑧ 過去3年以内に受託による動画企画及び制作実績を有する者。

## 5 採択者数

1者

## 6 企画提案公募スケジュール

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 質問受付期限     | 3月10日(金) 17時まで |
| (2) 企画提案書の提出期限 | 3月24日(金) 17時まで |
| (3) 審査結果の通知    | 4月上旬(予定)       |
| (4) 委託契約締結     | 4月上旬(予定)       |

## 7 公募説明会

公募(参加者)説明会は実施しない。

## 8 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

### (1) 提出方法

質問書(様式1号)を電子メールにより福岡県商工部商工政策課企画班まで提出すること。提出後は必ず電子メールを送信した旨を電話で連絡すること。

なお、電話及び口頭での質問は不可とする。

<提出先: [shosei@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shosei@pref.fukuoka.lg.jp)>

### (2) 回答方法

質問者を匿名化し、令和5年3月15日(水)までに県ホームページに掲載する。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問への回答は不可とする。

## 9 応募方法

### (1) 応募書類

- ・企画提案応募申込書(様式第2号) 1部
- ・参加資格申出書(様式第3号) 1部
- ・応募者となる企業等概要表(様式第4号) 1部
- ・企画提案書(別紙の作成要領を参照のこと) 10部

(2) 応募締切

令和5年3月24日(金)17時必着

(3) 提出方法及び提出先

応募書類は、持参(平日9:00~17:00まで)又は郵送、宅配便等により以下に提出すること(FAX及び電子メールは不可)。

【提出先】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 南棟7階  
福岡県商工部商工政策課企画班

(4) 辞退について

企画提案書提出後に、参加を辞退するときは、「応募参加辞退届(様式第5号)」を郵送または持参により提出すること。

## 10 企画提案書の作成について

(1) 作成要領

別紙のとおり

(2) 注意事項

- ・別添「業務委託仕様書」の内容に基づき作成すること。
- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみ使用する。
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については返却しない。
- ・提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・採択後であっても提案者の都合により、記載内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

## 11 委託先候補者の選定について

(1) 選定方法

書類審査による。

(2) 企画提案者が1者又はいない場合の取り扱い

企画提案者が1者の場合であっても、審査を行い、委託先候補者として選定するか否かを決定する。また、企画提案者がいない場合には、事業内容等を見直し、再度公募を行う。

(3) 審査結果の通知

審査後、速やかに各企画提案者に通知する。

## 1 2 委託先候補者選定後の手続きについて

### (1) 契約の締結

県は、委託先候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は委託先候補者として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

### (2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、委託先候補者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について県と委託先候補者において協議を行うものとする。

### (3) 契約保証金について

契約にあたっては、福岡県財務規則第 169 条第 1 項の規定に基づき契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として契約締結までに県に納めること。

なお、県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去 2 年間の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合等、契約保証金が減免される場合がある。

### (4) 委託料

事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務と直接関係ない経費や備品の購入等、資産取得となる経費は対象外とする。

### (5) 支払いについて

受託者は県による履行確認を受けたときは、県に対して委託料の支払いを請求するものとする。ただし、受託者から県に対して委託料の概算払を請求し、県がその必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

### (6) 誓約書の提出

契約にあたっては所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに、違約金を徴収する。

## 1 3 その他

- ・本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、県の判断により決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は応募および提案内容を撤回できるが、県は応募に要した一切の費用は負担しない。
- ・県は企画提案書の管理について万全の注意を払うが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。

問い合わせ先

福岡県 商工部 商工政策課 企画班 矢木

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話：092-643-3451 FAX：092-643-3417

E-mail：shosei@pref.fukuoka.lg.jp